

施策マネジメントシート(令和4年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 5 年 10 月 2 日

施策体系

政策名(基本方針)	4	生活環境の健康	施策名	18	住環境の充実
-----------	---	---------	-----	----	--------

施策統括部	都市建設部	関係課	総務課、交通防災課、企画課、環境衛生課、農政課、建設課、下水道課
施策主管課	都市計画課		

1 施策の目的と指標

対象	市民	意図	快適な住環境で暮らすことができる
----	----	----	------------------

成果指標		単位
A	よい住環境であると感じる市民の割合(市民アンケート)	%
B		
C		
D		

2 指標等の推移

成果指標	30年度現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること	
A	%	91.8	成り行き値	91.6	91.5	91.4	91.3	○	楓の森小中学校の開校、大型商業施設「アンビー熊本」の開業、御代志駅周辺の開発、中九州横断道路の整備計画などにより、更に住環境整備が進むことへの期待、及び閑静な住宅地の形成状況から、市民満足度が高止まりしていると考えられます。
			目標値	92.0	92.1	92.2	92.3		
			実績値	94.2	93.6	93.7			
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○:目標達成 △:目標をほぼ達成(-5%) ×:目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数		本数	29	29	29		
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	921	7,161	17	
		都道府県支出金	千円	2,368	2,311	2,472	
		地方債	千円	0	0	15	
		その他	千円	66,518	32,839	12,627	
		繰入金	千円	44,349	22,198	1	
		一般財源	千円	68,391	82,768	84,325	
	事業費計(A)		千円	182,547	147,277	99,457	0
	(A)のうち指定経費		千円	4,026	4,352	2,555	
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	60	94	95		
人件費	延べ業務時間		時間	10,970	13,361	12,258	
	人件費計(B)		千円	43,254	52,241	46,653	
トータルコスト(A)+(B)			千円	225,801	199,518	146,110	0

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	<p>よい住環境であると感じる市民の割合は、平成30年度の実績値では高い水準にある。公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情はなくなると想定すると、成り行き値は微減すると考え、設定しました。目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に行い、市民との協働を進めることによって、よい住環境を維持できると考え、微増を目標に設定しました。</p>
B	

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

- ・美しいまちづくり条例に基づき美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ります。
- ・快適な住環境をめざし、公園等の公共施設の計画的な整備や更新に努めます。
- ・空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を推進します。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、良い住環境になるよう意識して行動します。
- ・市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- ・市民は、所有する建物等の適正な管理保全を行います。
- ・地域では、公共施設の維持管理等に積極的に協力します。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための啓発、指導を行います。
- ・市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- ・市は、公害の防止のため、法令等に基づき適切な指導を行います。
- ・市は、住環境を保全するため空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を行います。
- ・市は、空き家予備軍となる可能性がある高齢者への勉強会等を行います。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。
- ・市営住宅の居住者は入居期間が長期化し、高齢化が進んでいます。
- ・市民一人当たりの公園面積は、国の目標値を僅かに上回っています。
- ・悪臭や焼却による煙等の問題は条例等で規制しています。
- ・空き家の管理不全による火災や犯罪の温床が危惧されます。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和4年度(令和3年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・個人の財産としての住宅と土地について、相続をきちんと実行してもらうための方策を取る。
- ・既設のごみステーションについて、周辺開発により移転が求められた場合の支援策を強化すること。
- ・個人住宅の樹木管理や路上駐車防止など、啓発・指導により良好な住環境に努めること。
- ・今後も都市型水害が増加していくと思われるので対策を検討していくこと。

(令和4年度(令和3年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・大規模公園の適切な樹木管理をすること
- ・統廃合を含め公園の有効活用をすること
- ・空き家の有効活用をすること
- ・雨水排水施設の適切な維持管理と計画的な雨水排水施設の整備・改修に努めること

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和4年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

- ①「住宅マスタープランおよび公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備に向けた取組みを進め、適正な維持管理を行う」については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和5年度から事業着手を予定している合生住宅の建替えに伴い、関係入居者に対し事前説明会を開催しました。なお、今後も各市営住宅について居住性向上型改善(バリアフリー化)、建て替え、用途廃止など適正に管理を行います。
- ②「空き家対策として、居住支援協議会で空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会及び生活相談を実施し、未然防止や利活用に官民連携して取り組む」については、勉強会(終活セミナー)を12回、法律相談を4回実施しました。また昨年度代執行した特定空家1件に対し、代執行に要した費用や市税などについて納付命令・督促を行なったが徴収できなかったため、当該土地の差押・換価処分を行ない、売却代金を市税及び代執行費用滞納分に充て、不足する額について不能欠損処理を行ないました。
- ③「豪雨による浸水被害の軽減を図るため、今後の土地利用計画等に基づき、雨水事業計画の見直しについて準備を進めるとともに、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理に努める」については、各調整池の機能保全に係る維持管理、雨水排水量の調整ゲートの操作等を実施しました。また、豪雨時に冠水する黒石地区の雨水幹線バイパス管の設計が完了したことから、令和5年度においてバイパス管築造工事に着手します。今後も調査結果等に基づき現況把握を行い、雨水排水対策に努めます。
- ④「公園が安全・安心に利用できるよう、施設の点検・整備を実施するとともに地域住民と連携し維持管理を適正に行う」については、遊具の定期点検、施設修繕、樹木管理を適正に実施し、常に安全で身近な公園としての維持保全に努めました。
- ⑤「通行や防災上で支障となる竹林等について、管理や整備を支援するため、農村集落竹林整備事業及び森林環境整備事業を活用し推進します。」については、農村集落竹林整備事業では2箇所、森林環境整備事業では3地区4箇所の整備を行いました。今後も、竹林等の管理や支援を推進します。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和4年度施策の成果を向上させるために貢献した事務事業はありませんでした。

②施策の課題(令和4年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。
- ・公園等の計画的な更新整備及び維持管理が必要です。
- ・豪雨災害防止のため計画的な雨水排水対策が必要です。
- ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。
- ・増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。

5 施策の令和4年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和5年7月20日)

- ・住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替えや集約に取り組むとともに、適正な維持管理を行うこと。
- ・空家対策計画に基づき、空家の利活用を推進し、管理者への適正管理を促進すること。また、周辺環境に危険を及ぼすおそれのある特定空家への対策を進めること。
- ・近年の集中化する台風や豪雨災害対策として雨水排水施設の計画的な整備を行うことで冠水リスクの軽減を図り、市民が安心して暮らせるよう努めること。
- ・公園施設の維持管理を行うとともに適正な利用を促すこと。

②総合政策審議会での指摘事項(令和5年8月3日、8月10日、9月1日のまとめ)

- ・大規模公園の適切な樹木管理をすること。
- ・公園内に大人向けの健康器具の設置をすること。
- ・空き家の有効・利活用の周知強化をすること。
- ・気候変動に対応した雨水対策を行うこと。

③議会の行政評価における指摘事項(令和5年9月1日)

- ・市内の公園に健康遊具を設置するなど、気軽に運動する機会を作ること。
- ・新たな宅地を含め、雨水排水対策を十分に行うこと。
- ・空き家を増やさないために、居住者支援協議会などの相談窓口を市民に周知すること。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和6年度合志市経営方針(令和5年10月2日)

令和6年度から 施策18から施策16へ施策番号変更

- ①住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備に取り組み、適正な維持管理を行います。
- ②空家対策計画に基づき、空家に関する利活用策や相談窓口について市民へ情報発信を行なうとともに、空家・相続等の権利調査に関する法律相談の実施、また、居住支援協議会が開催する終活対策セミナーにおいて空家対策の啓発を行うなど、管理不全空家や特定空家の未然防止に官民連携して取り組みます。
- ③都市型水害の軽減を図るため、近年の気候変動の影響を見据えたゲリラ豪雨による浸水被害の内水対策を計画的に進めます。また、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理を適正に行います。
- ④公園が安全・安心に利用できるよう、施設の点検・整備や樹木管理について、地域住民と連携し維持管理を適正に行います。また、健康増進の一環として健康遊具の設置に向け検討していきます。